



東宮退位の記憶 : 『大鏡』の成立環境を考えるために

中瀬, 将志

(Citation)

國文論叢, 52:1-16

(Issue Date)

2017-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0041335>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041335>



東宮退位の記憶

——『大鏡』の成立環境を考えるために——

中瀬将志

はじめに

『大鏡』の成立環境を考える上で、三条天皇皇女禎子内親王と、禎子内親王所生の後三条天皇がキーパーソンとなることは大方の認めるところであろう。藤氏物語の掉尾に見える、禎子内親王の誕生に際して大宅世次の見た夢が、東三条院詮子・上東門院彰子が母の胎内に宿ったときに見た夢と同様であったという記事は、後三条天皇の即位と、それによる禎子内親王への院号宣下を見据えたものであることが夙に指摘されている¹⁾。近年の研究においても、たとえば加藤静子氏は、『大鏡』の禎子内親王に対する注目度の高さや、禎子内親王登場の場面で外祖父藤原道長とのつながりが繰り返し語られていることから、「道長栄花は禎子へと手渡されている感じがする」と評し、『大鏡』の享受者を「禎子内親王その人か、彼女の養育した後三条院の皇子女たち」と想定している²⁾。

また、『大鏡』は、道長と禎子内親王のつながりのみならず、三条天皇と禎子内親王の関係をも重視している。「この宮（禎子

内親王）を殊の外にかなしうし奉らせたまうて」（三条天皇紀・四二）³⁾と、禎子内親王が三条天皇鍾愛の皇女であったことが語られ、さらに、「三条院の御券」（三条天皇紀・四三）、「雲形」といふ高名の御帯」（兼家伝・一九八）等の御領・御物が禎子内親王に譲渡されたと伝えられる如くである。

このように三条天皇と禎子内親王の結びつきが強調される背景としても、先述した後三条天皇の即位は重要であろう⁴⁾。すなわち、三条天皇の皇統は、三条天皇皇子敦明親王が東宮位を退いたことによつて断絶するのであるが、禎子内親王を介して三条天皇の血が皇統に再帰するのであった。敦明親王の東宮退位事件は、『栄花物語』や『大鏡』に大きく取り上げられており、東宮退位を望む敦明親王を諫める道長のことばの中に、「故院（三条院）の御継なくてやませたまふべきか」（『栄花物語』卷第十三（ゆふしで）・②一〇六）⁵⁾、「三条院の御末は絶えねとおほしめし掟てさせたまふか」（『大鏡』師尹伝・一〇四）とあるように、三条系皇統の断絶という問題も強く意識されている。後三条天皇の即位は敦明親王の東宮退位の約五十年後のことであるが、後三条天皇が三

三条系皇統の流れを汲む天皇と見做されていたことはその諡号から明らかであろう。『大鏡』が三条天皇と禎子内親王のつながりを強調するのは、後三条天皇の即位を見据えた上で、禎子内親王を「三条院の御末」の命運を握る人物として位置づけているためであろう。

以上のように、三条天皇から禎子内親王、そして後三条天皇へという系譜が強く意識されている点に、『大鏡』の特徴の一つを認めることができる。しかし、ここでさらに考えておきたいのは、『大鏡』において、三条系皇統の断絶を決定づけた敦明親王東宮退位事件がどのように語られているかということである。世次の語る東宮退位の経緯は、「うるはしき御有様」（師尹伝・一〇三）を忌避する敦明親王が、母臈子や道長の諫止を聞き入れず東宮位を降りる、というものであり、その後には、「この院（小一条院ニ）敦明親王）の斯くおぼし立ちぬる事、かつは殿下の御報の速くおはしますに押されたまへるなるべし。また、多くは元方の民部卿の靈の仕うまつるなり」（一〇五―一〇六）とあるように、敦明親王に代わり敦良親王（後朱雀天皇）が立太子したことによって外戚の立場を保持することに成功した道長の「御報」のすばらしさが讃えられ、また、東宮退位の原因の大部分は「元方の民部卿の靈」のためであるとして、敦明親王の負性が強調されている。道長栄華の由来を語る『大鏡』にあつてはごく自然な処理の仕方といえようが、注目すべきは、その直後、世次の歴史語りに対して若侍が異議を唱え、敦明親王の東宮退位に関して自身の知るところを語っている点である。こうした語り直しは何のために行われたのだろうか。『栄花物語』の叙述を踏襲した、表層的な説明

にとどまる世次の語りを乗り越えるためであると考えることはもちろん可能だが、そもそも世次の語りに対して異なる観点から語り直しがなされる箇所はここを措いてなく、若侍による反駁・語り直しの意義は、『大鏡』の対『栄花物語』意識のみならず、『大鏡』がなぜ敦明親王の東宮退位にこだわったのかという観点からも説明がなされるべきであると考ええる。

その意味で注目されるのが、若侍の語りにおいて、敦明親王と道長の仲介役を務めた道長男能信に関する叙述が多く見られることから、「能信の活躍を特筆するために若侍の歴史語りが導入された」とする福長進氏の指摘である。福長氏の指摘は、能信に仕えた複数の人物を『大鏡』の作者に見定める能信周辺作者説の立場からなされたものであり、成立圏の問題から読みの可能性を引き出した説得的なものであるが、では、「能信の活躍」を詳述すること、ひいては三条系皇統断絶の経緯を克明に語ることに、禎子内親王の位置づけに見られるように、『大鏡』が三条系皇統の行方を見据えていることとはどのようにかわるのだろうか。以下、『大鏡』が禎子内親王・後三条天皇重視の歴史叙述であるという点とかわらせながら、同書における敦明親王東宮退位に対する関心の強さが、いかなる背景を有するかについて検討していきたい（適宜、一六頁の系図を参照されたい）。

一

若侍の語る東宮退位の経緯は、「三条院のおはしましける限りこそあれ、亡せさせたまひにける後は、世の常の東宮のやうにもなく」（二〇六）と、三条院崩御の後、敦明親王を取り巻く環境

が一変したことから語り起こされる。同趣の言説はその直後にも見え、

三条院おはしましつる限りは、院の殿上人も参りや、御使も繁く参り通ひなどするに、人目も繁く、よろづ慰めさせたまふを、院亡せおはしましては、世の中物恐ろしく、大路の道交ひも、いかがとのみ煩はしく、振舞ひにききにより、官司などだにも参り仕まつる事も難くなりゆけば、まして、下司の心はいかがはあらむ。殿守司の下部、朝清め仕まつる事無ければ、庭の草も繁りまさりつつ、いと忝なき御住み処にてまします。(一〇六—一〇七)

とあるように、三条院の存在の大きさと敦明親王の窮状が印象づけられている。次いで若侍は、道長・彰子が敦良親王の速やかな立太子を望んでおり、敦明親王の東宮位は強引に取り上げられるであろうという噂を耳にしたため、親王が、「ひたぶるに取られむよりは、我とや退きなまし」(二〇七)と、自ら東宮位を退こうとしたことを語っている。三条院亡き後の、「官司などだにも参り仕まつる事も難くなりゆ」という状況が、道長に対する憚りに起因することが明確に示されているといえよう。

かかる敦明親王の境遇は、東宮時代の後三条天皇(尊仁親王)のそれに重なるところがある。『今鏡』すべらぎの中第二・御法の師には、尊仁親王の立場の不安定さを示す次のような逸話が見える。

東宮におはしましける時、世のへだて多くおはしましければ、危ふく思ほしめしけるに、檢非違使の別当にて経成といひし人、直衣に柏夾して、白羽の胡籙負ひて参りて、中門の廊に

あたりける日は、いかなる事の出で来ぬるぞと、宮の中、女房よりはじめて、かくれさわぎけるとかや。おはします所、

二条東洞院なりければ、そのわたりを軍のうち廻して、つつみたりければ、「かかる事こそ侍れ」など申しあへりける程に、別当の参りたりければ、東宮も御直衣奉りなどして、御用意ありけるに、別当の檢非違使召して、「犯しの者は召しとりたりや」と問はれければ、「既に召して侍り」といひければこそ、ともかくも申さでまかり出でられにけれ。重く過ちたる者の、おはします近きあたりにこもりたりければ、うちつつみたりけるも、もし東宮に逃げ入ることやあるとて、参りたりけるなりけり。かやうにのみあやぶませ給ひて、東宮をも捨てられやせさせ給はむずらむと思ほしけるに、殿上人にて衛門権佐行親ときこえし、人の相よくするおぼえありて、いかにも天の下しろしめす由申しけるかひありて、

かくならびなくぞおはしましける。(上・二三九—一四〇)

逸話の内容は、檢非違使別当源経成が胡籙を背負つて東宮御所に参り、また檢非違使が御所を取り囲んでいたことから東宮御所には不穏な空気が漂っていたが、実は罪人が御所付近に潜んでいたため、経成らが御所を警護していたのだった、というのだが、「かやうにのみあやぶませ給ひて、東宮をも捨てられやせさせ給はむずらむと思ほしける」とあるように、経成らが御所を訪れた際東宮の周辺が騒然となつたのは、尊仁親王がいつ東宮を退位させられることになるかという恐れがあり、それが現実のものとなる緊迫感が生じたためであろう。諸注指摘するように、尊仁親王やその周囲の人々が抱いていた危機感、尊仁親王と関白頼通の

關係が良好ではなかったことに起因すると考えられる。敦明親王と尊仁親王は、ともに執政者から疎まれていたため不安定な立場にあったのである。

さて、尊仁親王の立場の弱さは、親王に仕える官人にとつても大きな問題であった。『今鏡』すべらぎの上第一・司召しには、

大式実政は、東宮の御時の学士にて侍りしを、時なくおはしませば、かまへて、参り寄らぬ事にならむと思ひけるに、さすが痛はしくて、甲斐の守に侍りければ、かの国にて上りて参るまじき心がまへしけるに、(後略)(上・一一三)

と、尊仁親王の東宮学士藤原実政が、不安定な立場にある東宮の将来を危惧し、一時は任国に留まりつづける決意さえしたことが記されている。もつとも、その直後には、実政の downward に際して親王が饒の漢詩を贈つたため、実政は親王のことを忘れられなかつたとあり、両者の紐帯の強さが示されている。

尊仁親王の東宮時代における実政の境遇は、後続する逸話においても語られている。

さて親王位に就かせ給ひて後に、(実政)「左中弁に加へさせ給へ」と申しければ、「露ばかりもことわりなきも思すまじきに、いかでかかせることは申すぞ。正左中弁に初めてならむ事あるまじ」き由仰せられければ、藏人の頭にて中納言資仲侍りける、重ねて申しけるは、「実政申すことなむ侍る。木津の渡のことを、一日にても思ひ知り侍らむ」と奏しければ、その折思ししづめさせ給ひて、はからはせ給ふ御気色なりける。昔実政は、春宮の春日の使にまかり下りけり。隆方は弁にてまかりけるに、実政まづ船など設けて渡らむとしけるを、

隆方おし妨げて、「待ちさいはひする者、なにに急ぐぞ」など、ないがしろに申し侍りければ、からく思ひて、「かくなむ」と申したりけるを、思ほし出だして、この事ばかり天照る御神に申しうけむとて、左中弁に加へさせ給ひてけり。(上・一一三)

実政の任左中弁をめぐる逸話の中で、かつて東宮の使として春日に派遣された実政が、木津川を船で渡ろうとした際、藤原隆方に「待ちさいはひする者、なにに急ぐぞ」と侮辱されたことが伝えられている。⁹⁾「待ちさいはひ」とは、実政が尊仁親王の即位を待ち望んでいることを意味するのだろう。実政を「ないがしろに」する隆方の言からは、尊仁親王を軽んじる態度も窺える。しかし、後三条天皇即位の後、隆方は実政に官位を越され、それ以降立場が逆転することはなかった。『今鏡』は実政の任左中弁の背景として、後三条天皇に「木津の渡」のことを想起させた藏人頭資仲の進言があったことを伝えているが、資仲が実政を後押しするかのような進言をしたのは、彼もまた尊仁親王の東宮権亮を務めた「待ちさいはひする者」の一人であり、実政との連帯意識を有していたためであろう。逆境にあった実政の栄達は、いうまでもなく後三条天皇の即位によつてもたらされたものであった。先に敦明親王と尊仁親王の立場が重なること述べたが、尊仁親王にとつて幸運だったのは、敦明親王に対する敦良親王のごとき、親王にとつて代わる存在がないことだった。

後三条天皇の即位に伴い、頼通の立場もまた変じ、たとえば『栄花物語』巻第三十八(松のしづえ)には次のような記述がある。後三条天皇の皇女聡子内親王の女房であった源基子と、後三

条天皇との間に実仁親王が誕生し、「儀式有様いとめでた」く内裏に参入したことが記された後に見えるものである。

(源基子の) 御幸ひのめでたかるべければ、制し申す人もなく、はばかりせたまひ、わづらはしかるべきこともおはしまさぬほどにしも、かくおはしますにぞ。東宮(貞仁親王)白河天皇)よりほかに御子もおはしますなどあるほどにて、誰も誰もおろかに思ひ申させたまふべきならねど、後冷泉院にかやうのことおはしますましかば、また御子おはしますととも、うけばりてかくはもてなさせたまはざらまし。人知れず、「さる人おはしますなり」などばかりこそは聞かせたまはまし。宇治の関白殿にはばかり申させたまははありなましや。御剣遣はし、上達部、殿上人参り集ひなどはえしたまはざらまし。御乳母などもかく競ひ参ることはなからまし。なかなか東宮には、殿の許して立てなどはしもやしたてまつらせたまふまじ。かく心のままに世を響かせては、えもてなさせたまはざらまし。(③四三二)~(四三三))

引用の冒頭では、基子の「御幸ひ」が称揚されている。次いで語り手は、東宮貞仁親王(藤原茂子(公成女、能信の養女)所生)以外に皇子がいないので、実仁親王は皆から尊重されているけれども、後冷泉天皇にこのようなこと、すなわち執政者の家とは無関係の女性が皇子を産むようなことがあつたら、他に皇子がいなかったとしても、公然とこうした待遇を受けることはなかっただろうと推測している。それは、「宇治の関白殿にはばかり申させたまははありなましや」とあるように、頼通に対する配慮が働くであろうという前提があるために他ならないが、一転して後三

条朝ではそうした規制力がなきに等しい状態であつたことが窺える。『新編全集』頭注の指摘するように、「頼通の影響力の低下」が記事全体を通して示されている。

一方で、後三条天皇は、御堂流嫡流とのかかわりを絶とうとまでは考えていなかったようである。頼通の娘が後三条天皇の後宮に入るということはなかったけれども、実仁親王誕生(延久三年(一〇七二)二月十日)の約一か月後、頼通男師実の養女賢子(実父は源顕房)が東宮に参入している。『栄花物語』には、「内より、疾く参らせたまつらせたまへとありければ」(③四三五)と、後三条天皇が賢子の東宮参入に積極的であつたことが記されており、また『愚管抄』巻第四には、

(後三条天皇)「ムスメヤモタレタル」ト仰イダサレタリケレバ、(師実)「コトヤウニ候メノワラハ候」ト申サレケル。

(中略)コレヲキコシメシテ、「サヤウノムスメモタラバ、トク(略)東宮ヘマイラセタルベキナリ」ト仰ラレケルヲ、(後

とあるように、そもそも東宮参入が後三条天皇の意向によるものであつたことが伝えられている。もっとも、後三条天皇がにわか御堂流嫡流と親密な関係を築くことを志向するようになったとは考え難く、後三条天皇の意図を、「教通から師実に対する関白の譲渡を却下する一方で、師実を外戚の道を開き、頼通・教通両流の勢力均衡を図つた」とする元木泰雄氏の見解が妥当と思われる。しかし教通薨去の後、師実が関白に任じられたことによつて、後三条天皇の目論見は外れ、白河天皇と師実の結びつきは強固なものとなつていくのであつた。

他方、賢子を介して白河天皇と師実が良好な関係を築いたことは、白河天皇の踐祚（延久四年十二月八日）に伴い立太子した実仁親王の立場を微妙なものにすることとなったのではないだろうか。承保元年（一〇七四）十二月二十六日には天皇と賢子の間に敦文親王が誕生しており、白河天皇・賢子・師実らが敦文親王の立坊・即位を望んでいたことは想像に難くない。状況は、道長らが敦良親王の立太子を待ち望んでいたとされる、敦明親王の東宮時代と酷似するのである。

二

かかる史的状况は、『大鏡』の成立環境とも無関係ではないだろう。敦文親王誕生の前後には、前関白頼通（承保元年二月二日）、上東門院彰子（承保元年十月三日）、関白教通（承保二年九月二十五日）が相次いで世を去っており、師実が関白に任じられたこと（承保二年十月十五日）と併せて、承保二年は摂関時代の一つの節目と見做されるのであるが、加藤静子氏は、『大鏡』道長伝や藤氏物語に道長の子女の名前が記されているのを、彼らが生存中には行われ得なかつた呼称であるとして、流布本における増補本文・注記の内容や、『後拾遺集』との関係等も踏まえながら、「教通没の承保二年九月からまもない頃が、『大鏡』成立の一つの目安となるであろう」と推測している。¹⁹ すなわち『大鏡』は、実仁親王の東宮時代に成ったと考えることができるのである。無論、作品成立時の歴史的社会的状況と、作品そのものを無媒介に結びつけて論じることができないけれども、石原のり子氏は、加藤氏の成立論を承け、次の道隆伝の叙述から、実仁親王と母

弟輔仁親王の存在が浮かび上がってくることを指摘している。¹⁹

この帥殿（隆家）の御はらからといふ君達、数あまたおはすべし。頼親の内蔵頭・周頼の木工頭などいひし人、片端より亡くなりたまて、今はただ兵部大輔周家の君ばかり仄めきたまふなり。小一条院の御宮たちの御乳母の夫にて、院の恪勤してさぶらひたまふ。いと畏し。また、井手の少将とありし君は、出家とか。故関白殿（道隆）の御心掟いとうるはしく、貴におはししかど、御末怪しく、御命も短くおはしますめり。今は、入道一品宮（脩子内親王）と、この帥中納言とのみこそは残らせたまへ、めれ。
(二二七)

まず石原氏は、隆家弟周家について「小一条院の御宮たちの御乳母の夫にて、院の恪勤してさぶらひたまふ」とある点から、中関白家と小一条院とのかかわりが確認され、また、隆家と並記される脩子内親王が頼宗女延子（母は伊周女）を養女としている点から、中関白家と頼宗家との結びつきが想起されるようになっていくという。さらに石原氏は、延子の同母姉が小一条院男源基平の母であり、基平と隆家の孫娘との間に生まれたのが基子であることを踏まえた上で、前掲記事を「中関白家、三条源氏、頼宗流の結びつきを語ろうとしたもの」と位置づけ、「その三流が幾重にも重なり合った末に生まれた」実仁・輔仁親王の存在を重視する。石原氏の見解のうち、脩子内親王への言及があることから中関白家と頼宗流との結びつきが想起されるようになっていくという点には疑問なしとしないけれども、道隆伝には、伊周の長女について、「大姫君は、高松殿の春宮大夫殿（頼宗）の北の方にて、多くの君たち産み続けておはすめり。それは、あしかるべき事なら

ず」(二一六)と、頼宗との間に多くの子を儲けたことが記されており、ここに中閔白家と頼宗流のつながりが示されていると考へることは可能であろう。また、同じく道隆伝に、「そ(隆家北の方)の御腹の女君二所おはせしは、三条院の御子の式部卿の宮(敦儀親王)の北の方、今一所は、傳の殿(道綱)の御子に宰相中将兼経の君、この二所の御婚を取り奉りたまひて、いみじういたはりきこえたまふめり」(二二二)と、隆家が三条天皇皇子敦儀親王と三条天皇の東宮傳を務めた道綱の息子兼経を婚に迎え手厚くもてなしたとする一節が見え、隆家と三条天皇が近い関係にあったことが窺える。中閔白家・三条源氏・頼宗流のつながりは、道隆伝の随所に示されているといえよう。

なお、小一条院に仕えた人物として『大鏡』に登場するのは、周家だけではなかった。師尹伝で敦明親王が東宮退位を決意する条に、

さて、東宮は、つひにおほしめし立ちぬ。(中略)ただ御心のままに、殿(道長)に御消息きこえむとおほしめすに、睦まじうさるべき人も物したまはねば、中宮権大夫(能信)のおはします四条坊門と西洞院とは宮近きぞかし、そればかりを、「こと人よりは」とやおほしめし寄りけむ、藏人なにしを御使にて、「あからさまに参らせたまへ」とあるを、

(二〇八―一〇九)

とあり、また、上皇待遇を受けることとなった小一条院の院司について、

判官代には、官司ども・藏人など、替るべきにあらず。別当には、中宮の権大夫をなし奉りたまへれば、おりて拝し申さ

せたまふ。(一一五)

とあるように、東宮退位に際して敦明親王と道長の仲介役を務め、退位の後は小一条院の院別当となった能信についても、小一条院との結びつきが語られている。如上の叙述が『大鏡』に見られるのは、福長進氏の指摘するように、「源基子(小一条院孫、源基平女)が後三条天皇の寵幸を得て、実仁、輔仁親王を儲け、さらに実仁親王が立太子して後嗣と見定められたことと何らかの関わりがある」ためと考えられる。禎子内親王の皇后宮大夫、尊仁親王の春宮大夫を務め、実仁・輔仁親王の父方と近い関係にあった能信は、両親王の母方に当たる小一条院とも無縁ではなかったのである。

また、師尹伝には、東宮退位の後日談として、小一条院と道長女寛子の婚儀の様子が記されており、「斯く責めおろし奉りたまひては、また御婚に取り奉らせたまふほど、もてかしづき奉らせたまふ御有様、まことに御心も慰ませたまふばかりこそきこえ侍りしか」(一一七)とあるように、道長の厚遇やそれによって小一条院の「御心」が慰められたこと等が見えるが、小一条院の妻となった寛子は頼宗・能信の同母姉妹であった。師尹伝に以上のような叙述があることを考え合わせると、石原氏のいう三流の結びつきの一角は、頼宗流と限定的に捉えるよりは、源明子を母にもつ御堂流傍流と捉えた方が、『大鏡』に示される人的結合のありようをより包括的に理解することができるのではないだろうか。とはいえ、実仁・輔仁親王の存在に着目して『大鏡』を読み解くことの意義を提唱したという点で、石原氏の指摘はやはり重要である。そこで、実仁・輔仁親王を取り巻く環境がいかなるもので

あつたかについて検討していきたい。

『栄花物語』巻第三十八（松のしづえ）によれば、御子の出産を控えた源基子のもとには、「殿上人、上達部、残るなく参り、内（後三条天皇）の御使、宮（聡子内親王）の御使の、暇もなく参りちが」うという様子で、「一の人の御女の後宮の生ませたまはんもかくこそはあらめ」と評されるほど、御子の誕生には世間が関心を寄せていた（③四二八）。また（松のしづえ）巻には、実仁親王の「御五十日」における儀式の盛大さや、後三条天皇の心の砕きようが記されており（③四三三―四三九）、後三条天皇が実仁親王の強力な後盾であつたことが印象づけられている。

しかし、後三条天皇の崩御を境に、実仁親王の境遇は一変したと考えられる。親王の誕生や五十日の祝等の出来事が記される際、その「めでた」さが強調されてきた『栄花物語』にも、後三条天皇崩御の後、実仁親王はほとんど登場しなくなる。『今鏡』では、そもそも実仁親王に対する注目度がそれほど高くなく、実仁親王が話題の中心となる章段（みこたち第八・源氏の御息所）でも、親王自身に関する記述はごく簡略なもので、むしろ実仁親王の早世を悼む平等院僧正行尊（基子の弟）と常陸の乳母の贈答歌に重点が置かれている（下・二九五）。他方、『水左記』等の古記録に目を向けると、断片的ではあるものの、後三条天皇亡き後の実仁親王を取り巻く環境がいかなるものであつたかが窺える。たとえば『水左記』承保二年（一〇七五）八月十六日条には、次のような記述が見える。

今日春宮（実仁親王）御着袴也、関白殿（教通）左大臣（師実）兩人参上御前、此間有掌灯燎事、関白殿結御腰給云々、

余候殿上不、其儀、着御了左府帰着殿上、謂下官曰、前々着袴之人、不云上下無着指貫、而今夜所被設御指貫也、是不似前例、仍申其由、若是過言歟者、下官答、尤可令申給事也、於当宮不御坐傳乎、¹⁶⁾

実仁親王の着袴の儀式が行われた後、師実が記主源俊房に、着袴に際して指貫を用意するのは異例であることを述べている。当時の東宮傳は師実であり、「於当宮不御坐傳乎」という俊房の言は戯言として発せられたのであろうが、着袴に際して指貫が準備されていたという前例のない事態が生じたことは、実仁親王の後見に故実に通じた人物がいなかったことを物語っている。¹⁷⁾

その後見として具体的に想定されるのは、東宮大夫藤原能長（頼宗男、能信の養子）や、東宮権大夫資仲であるが、彼らは御堂流嫡流と疎遠であり、また、賢子所生の皇子に立太子・即位の期待を寄せていたであろう師実とは相容れない関係にあつたと考えられる。そしてそれは、実仁親王を支える官人たちが、貴族社会において多数派に属していなかったことを意味しよう。後三条天皇の東宮時代、東宮坊の官人として「待ちさいはひ」した能長・資仲が、実仁親王の東宮在位中、再び同様の境遇に身を置くこととなったのである。

その実態を窺うことができるのが、次に掲げる『水左記』承暦四年（一〇八〇）十月二十三・二十四日条である。

廿三日辛巳 陰雨、（中略）子剋許当坤方有焼亡、乍驚馳赴之処、下人云、東宮御所閑院也者、弥以念參、先之宮并一品宮（聡子内親王）二宮（輔仁親王）女御（源基子）前斎院（佳子内親王）令渡南御堂給也、此間博陸以下参人人々濟々、

于時堀河院為皇居、依炎氣近人々又以參内、然而炎不及四隣、
□□□予帰、于時雨脚滂沱、

廿四日壬午 晴、今日不出行、此日東宮并一品宮令渡前齋院
冷泉院富小路給云々、或人云、御渡之間、右大臣（藤原俊
家）、内大臣（能長）、大夫（藤原実季）、権大夫（源季宗）
之上上達部不□云々、只右府御渡以前被退出了、内府依兼傳
被候御車後、予依無催不參也、

東宮御所である閑院が焼亡したため、東宮らが「南御堂」に避難し、さらにその翌日、「前齋院冷泉院富小路」の邸宅に移ったことが記されており、また、移動の際付き従った上達部が、東宮傳能長・東宮大夫実季・東宮権大夫季宗のみであったことが伝えられている。実季は後三条天皇女御茂子の兄、季宗は基子の兄である。このうち、能長は娘道子が白河天皇の女御となっており、実季は妹茂子が白河天皇の生母であったことから、彼ら自身が不遇であったとは考え難いけれども、実仁親王が執政者とのつながりが欠いていることに対しては、能長をはじめとする東宮付きの官人は危機感を抱いていたのではないか。

『帥記』永保元年（一〇八一）六月十一日条には、「東宮御元服者八月也、其夜御副臥未知誰可被參事、是奉為□極大事也、可然有女子上達部雖有両三猶不如思、殿辺御女子両三坐云々、若參給者可吉事也」と、実仁親王の元服の際の副臥として、「殿一すなわち師実の娘が参られたら喜ばしいことである、という東宮大夫実季の言が記されており、実仁親王が、師実家との姻戚関係の構築を望んでいたことが知られる。これに対する師実の返答は、「若又問者自一品宮有御消息之時左右定令申歟、但只汝示之様可

答也」と、積極的とも消極的ともいえないのだが、真言僧義範に「易筮」させたところ、その結果は「大吉」であったという。

ただし、その後の経緯は不明であり、元服当日の様子を記した『水左記』承暦五（永保元）年八月二十一日条にも副臥に関する記述は見られない。『尊卑分脈』からも、実仁親王の妻となった師実の娘の存在は確認できないので、実季の提案は実現しなかったのかもしれない。なお、実仁親王元服の翌年には、実季の養女が師実男経実と嫁しており、実季自身が師実家との姻戚関係をもつことには成功したようである。

実仁親王が東宮在位中に薨じた（応徳二年（一〇八五）十一月八日）後、実季はその翌年の白河天皇の退位に伴い院別当となっており、さらに承徳二年（一〇九八）には女苺子を堀河天皇に入内させるなど白河天皇・堀河天皇の系と関係を密にしていく。その一方で、輔仁親王の元服について記した『大日本史料』所引『為房卿記』寛治元年（一〇八七）六月二日条に、

今日申剋、三宮、（後三條院第三皇子輔仁親王、母同先坊、年十六）於陽明門院有御元服章（事之）、去年度々延行、適被遂其事也、加冠、（按察使大納言実季卿、前坊大夫、祿女装束、不給馬云々）理髮、（左馬頭道良、非内殿上人、祿大掛云々）

とあるように、実季は輔仁親王元服の際の加冠役を務めており、一回的な役割に過ぎないのかもしれないが、「前坊大夫」として輔仁親王の後見ともなっていたことが窺える。理髮役の源道良は、白河院から遣わされたことが他史料から確認されるものの²⁾、彼は禎子内親王・後三条天皇に近侍した資綱の息子であり、実仁親王

の元服の習礼に際して東宮権亮公定とともに加冠役を務めている⁽²²⁾ことから、禎子内親王や実仁親王と近い関係にあったと考えられる。元服儀に参上した公卿は、実季のほかに、藤原基長・伊房・公房らがいたという。基長は能長男。伊房は後三条天皇の近臣で、実仁親王の元服では理髪を務めた人物。公房は承保四年(一一七七)の時点で陽明門院別当であったことが確認される(『公卿補任』承保四年条)。輔仁親王の元服が行われた日には、法勝寺で「御懺法」が行われており、師実や「大納言以下」の公卿は白河院の法勝寺遷幸に扈從していたようだが、元服に参上した貴族の顔ぶれを見ると、おそらくは禎子内親王を中心として形成された勢力が、実仁親王に引き続き輔仁親王を支えていたと考えられる。禎子内親王が両親の庇護者であったことは、実仁親王の着袴や輔仁親王の元服が、陽明門院の御所で行われていることから窺える。

三

以上、古記録の記述を通して、実仁・輔仁親王およびその周辺人物の動向を垣間見てきた。では、このような詮索は、『大鏡』の読みとどのようにかかわるのであるうか。ここで再度、敦明親王の東宮退位に関する叙述を見ていきたい。若侍は、敦明親王が東宮退位を決定するまでの経緯を次のように語っている。

稀々参り寄る人々は、世にきこゆる事として、「三宮(敦良親王)のかくておはしますを、心苦しく殿(道長)も大宮(彰子)も思ひ申させたまふに、『もし内裏に男宮も出でおはしますなば、いかがあらむ。さあらぬ先に、東宮に立て奉らば

や』となむ仰せらるなる。されば、押し取られさせたまふべかんなり」などのみ申すを、まことにしもあらざらめど、げに事のさまも、「よも」と覚ゆまじければにや、聞かせたまふ御心地は、いとど浮きたるやうにおぼしめされて、「ひたぶるに取られむよりは、我とや退きなまし」とおぼしめすに、また、「高松殿の御匣殿(寛子)参らせたまひ、殿華やかにもてなし奉らせたまふべか」なり」とも、例の事なれば、世人さまざま定め申すを、皇后宮(城子)聞かせたまひていみじう喜ばせたまふを、東宮は、いと善かるべき事なれど、「さだにあらば、いとど我が思ふ事えせじ」猶、かくてえあるまじくおぼされて、御母宮に、「しかじかなむ思ふ」ときこえ申させたまへば、「さらなりや。いといとあるまじき御事なり。御匣殿の御事をこそ、まことならば、進みきこえさせたまはめ。更に更におぼしよるまじき事なり」ときこえさせたまひて、「御物の怪のするなり」と、御祈りどもせさせたまへど、更におぼしとどまらぬ御心の中を、いかでか世人も聞きけむ、「さてなむ、『御匣殿参らせ奉りたまへ』ともきこえさせたまふべか」なるなどいふ事、殿の辺にもきこゆれば、「まことに、さもおぼしゆるぎてのたまはせば、いかがすべからむ」などおぼす。さて、東宮は、つひにおぼしめし立ちぬ。「後に御匣殿の御事も言はむに、なかなか、それはなかなからむ」など、良き方様におぼし做しけむ、不覚の事なりや。(一一七七—一〇九)

引用の冒頭では、道長・彰子の思惑をめぐる世間の噂が、敦明親王に圧迫を加えたことが示されている。この段階で親王は既に、

「ひたぶるに取られむよりは、我とや退きなまし」と、ためらいがちではありながら自ら退位することを考えているわけであるが、そうした状況下、道長女寛子が敦明親王に嫁すようだ、という世評が立ったことが語られている。

寛子との結婚の噂は、『栄花物語』巻第十二（たまのむらぎく）にも、「大殿の御婿にならせたまふべし」とあることの世に聞ゆるにも（②七三）と記されているものの、これは敦明親王の立太子から間もない頃のこととして語られており、東宮退位を語る文脈の中では、寛子との結婚の噂が話題にのぼることはない。一方、『大鏡』ではかかる噂が東宮退位を決意するに至る敦明親王の心を揺さぶるものとなっており、噂を耳にした敦明親王の母城子が欣喜するのに対して、親王は、「さだにあらば、いとど我が思ふ事えせじ、猶、かくてえあるまじくおぼされて」と、道長女と結婚するようなことになったら、東宮位を退くことは叶うまいと考え、退位への思いを強めている。その直前に見える、「いと善かるべき事なれど」という若侍の言は、寛子との結婚によって敦明親王の立場が一変することを見据えたものであろうが、親王の立場が強化されることを是とする城子・若侍の認識と、退位実現の可否に拘泥する親王の思惑との間には、大きなずれが見られる。引用の後半（「さてなむ、……」）には、敦明親王が東宮を退位した後、寛子との結婚を申し入れるつもりであるらしい、という噂を耳にした道長が困惑する様子が語られており、さらに「後に御匣殿の」云々として、この噂は敦明親王の意向そのものであったことが明かされている。「良き方様におぼし做しけむ、不覚の事なりや」という若侍の言は、敦明親王の状況認識の甘さを指摘す

るものであろう。

結局、敦明親王は東宮退位の後道長の婿となるわけだが、東宮在位中に寛子と結婚すると、上皇待遇を受けるようになってから道長の庇護を受けるのでは、意味するところが大きく異なるう。そして、若侍の語りにおいては、能信が敦明親王から召された際、道長が、寛子との結婚の件で呼びたてられたのだろうと付度し、「まことに御匣殿の御事のたまはせむを、否び申さむも便なし」（二一〇）と述べているように、東宮在位のまま寛子と結婚することが、あり得なかったわけではないことが示されている。若侍は、敦明親王が強力な後見を得る機会を自ら放棄したことを、東宮退位事件の原因の一つと見ているのであろう。「いと善かるべき事なれど」、「不覚の事なりや」といった若侍の感想・批評には、決して賢明とはいえない敦明親王の判断に対するもどかしさが込められているのではないだろうか。

このような若侍の語り口は、後見の重要性を説く『大鏡』の史観と相即不離の関係にあるう。世次は次のように述べている。

昔も今も、帝畏しと申せど、臣下のあまたして傾け奉る時は、傾きたまふものなり。されば、（後一条天皇は）ただ、一天下は我が御後見の限りにておはしませば、いと頼もしくめでたき事なり。昔一条院の御悩みの折、仰せられるは、「一の親王（敦康親王）をなむ春宮とすべけれど、後見申すべき人のなきにより、思ひ掛けず。されば、二の宮（敦成親王）をば立て奉るなり」と仰せられけるぞ、この当代の御事よ。げにさる事ぞかし。（後一条天皇紀・四六〜四七）

ここでは、後一条天皇の後見が磐石であること、敦康親王の立太

子が「後見申すべき人のなきにより」叶わなかったことが語られている。敦明親王は、立太子こそしたものの、三条院亡き後は、若侍の語りに「世の常の東宮のやうにもなく」、「もてなしかしづき申す人などもなく」とあるような有様で、やはり「後見申すべき人」のない境遇に身を置いていた。なお、後見不在のため敦康親王ではなく敦成親王を東宮にするという一条天皇の言は『栄花物語』巻第九（いはいはかげ）にも見え、『大鏡』の叙述はこれを踏まえたものと考えられるが、敦康親王の処遇をめぐる一条天皇の言は、『大鏡』のみに記された次の逸話にも見える。

さて、式部卿の宮（敦康親王）の御事を、（隆家）「さりともしりと」と待ちたまふに、一条院の御悩み重らせたまふ際に、御前に参りたまひて、御気色賜はりたまひければ、「あの事こそ、遂にえせずなりぬれ」と仰せられるに、「あはれの人非人や」とこそ申さまほしくこそありしか」とこそそのたまうげれ。さて、まかでたまうて、我が御家の日隠しの中に尻打掛けて、手をはたはたと拍ち居たまへりける。世の人は、「宮の御事ありて、この殿御後見もしたまはば、天下の政は、したたまりなむ」とぞ、思ひ申した。めりしかども、この入道殿の御栄えの分けらるまじかりけるにこそは。

（道隆伝・二二一）

「あの事こそ、遂にえせずなりぬれ」というのは、一条天皇が敦康親王を立太子させられなかったことに対する心残りを吐露したものである。敦康親王の外舅隆家は、このことばを受け無念さをにじませているが、世次は二人の落胆を語ることにとどまらず、「世の人」が敦康親王・隆家の統治体制に期待を寄せていたこと、

しかし、道長の「御栄え」が分けられるはずもないことをいい、道長栄華の揺るぎなさを讃えるのであった。見方を変えれば、世次は、道長が天皇の後見としての立場を保持することに成功した点に、道長の「御栄え」の根拠を認めていたことになる。天皇・東宮と臣下の相互依存的な関係がここには示されているのであり、敦明親王と寛子の結婚が取り沙汰されていたとき、敏子が二人の結婚に積極的であったというのも、かかる摂関政治の論理を前提にした判断であったと考えられる。

道長の栄華は、敦康親王と敦明親王が皇位に就かなかったことにより継続し得たものである。『大鏡』はその経緯を、敦康親王の父一条天皇の意志や、敦明親王自身の意向によって説明するわけであるが、同時に、その周囲にあつて親王の立坊・即位を待ち望んだ人々——敦康親王における伊周や隆家、敦明親王における敏子や延子（東宮女御、藤原顕光女）——の嘆きをも記すのであつた。隆家に関する記述は先に見てきたところだが、その冒頭に、「式部卿の宮の御事を、『さりともしりと』と待ちたまふに」とあるように、隆家もまた、尊仁親王の即位を待ち望んだ実政と同様、「待ちさいはひする者」の一人であつた。隆家自身は「世の人」から囑望されながら天皇の後見となることができなかつたけれども、彼の血は孫娘に当たる良頼女を介して、源基子、そして実仁・輔仁親王に流れ込んでいく。それはまた、敦明親王の血筋が皇統に再帰することでもあり、実仁親王の立坊は、敦明親王の東宮退位を知る者に因縁めいたものを感じさせたのではないかと思われる。加えて、実仁親王の東宮大夫・東宮傳を務めた能長が、小一条院の院別当であつた能信の養子であつたことから

も、実仁親王周辺の人々の敦明親王に対する関心は強かったと考えられる。

『大鏡』には、実仁親王を支える勢力にとつての関心事が大きく取り上げられているといえよう。後見の脆弱な敦明親王が東宮位を退いたことは、境遇を同じくする実仁親王にとつて不吉な先例でもあろうが、寛子との結婚という手段がありながら、意図的にその道を選ばなかったとする書きなしりによって、東宮退位の原因は敦明親王自身の意図に求められている。若侍の語りは、敦明親王の事例を通して、執政者との関係を構築することの重要性を説く、諷諭としての意義を有しているのではないだろうか。『師記』永保元年六月十一日条に記されているように、実仁親王の元服直前、東宮大夫実季が師実女と親王の結婚を望んでいるのは、親王の立場を強めるために他ならない。禎子内親王に加え、天皇と強固に結びついた執政者からも庇護を受けるべく、東宮方が師実家との協調路線をとることを志向していたことが窺える。

承保三年九月三日付の「関白左大臣家政所下文案」（『平安遺文』一一三二）によれば、師実家の政所別当の中には、「春宮亮平朝臣（経章）」や「東宮学士藤原朝臣（有信）」ら実仁親王に仕えた官人がおり、また、政所別当藤原実綱の子有定が後に東宮少進に任じられるなど、実仁親王と師実家を媒介し得る人物は少なからず存在した。実仁親王が師実の庇護を受けることを望んだのは、実季だけではなかったと考えられる。『大鏡』の敦明親王関連記事が、小一条院と寛子が結婚した後、道長が院を手厚くもてなしたという逸話をもつて締めくくられており、小一条院と道長の良好な関係を印象づけていることは、こうした実仁親王方の目

論見と不可分の関係にあるのではないか。他方、若侍は、道長に「責めおろ」された小一条院を「あはれ」む気持ちをも表出している（一一七）。敦明親王の東宮退位を明暗両面から捉える若侍の語りからは、実仁親王と師実家の結合の必然性を求める一方で、実仁親王と縁が深く境遇も重なる敦明親王に対して同情する、実仁親王周辺の「待ちさいはひする者」たちの両義的な心情を透かし見ることができよう。

おわりに

敦明親王・尊仁親王・実仁親王は、執政者との結びつきをもたなかったため、立場の不安定な東宮時代を過ごした。彼らはまた、三条天皇の血を引くという共通点をも有している。『大鏡』において三条天皇と禎子内親王のつながりが強調され、後三条天皇の即位が予示されていることは、『大鏡』が三条天皇・禎子内親王・後三条天皇という系譜を意識していたことを物語っているように、加えて、近年の研究成果が示しているように、『大鏡』の成立時期を白河朝頃と見定めることができるのであれば、『大鏡』は後三条天皇が後嗣と見做し、禎子内親王の庇護下にあった白河朝の東宮実仁親王の存在をも射程に収めていたと考えられるのではないだろうか。

実仁親王の立太子の後ほどなく後三条天皇が崩御したことは、禎子内親王や能長ら官人の支えがあるとはいえ、実仁親王の立場を不安定なものとする事になったであろう。また、白河天皇がいち早く師実家との姻戚関係を構築したのに対して、実仁親王は——年齢的な問題もあろうが——師実とのつながりをもつこと

がなく、後見の強力さという点で、白河天皇と賢子の間に生まれた皇子が優勢であったことは疑いない。『大鏡』において肥大化した敦明親王関連記事は、かかる史的状況を背景として、敦明親王と境遇の重なる実仁親王の現状を打破しようとして試みた、実仁親王付きの官人の心理が基層となつて成立したものでないか、というのが本稿の提示する仮説である。ただし、(〇〇)に仕える官人」という見方には、当時の複雑な人的ネットワークの様相を一面的にしか理解し得ないという難点がある。たとえば、実仁親王の「春宮亮」、「東宮学士」は師実家の政所別当でもあった。白河天皇・禎子内親王・師実といった権力の中枢にある人物の周辺環境をより精緻かつ総合的に解明していく必要がある。今後の検討課題としたい。

注

- (1) 藤岡作太郎『国文学全史 平安朝篇2 (東洋文庫247)』(平凡社、一九七四年、原著一九〇五年)
- (2) 橘健二・加藤静子校注・訳『新編日本古典文学全集 大鏡』(小学館、一九九六年)解説
- (3) 引用は、石川徹校注『新潮日本古典集成 大鏡』(新潮社、一九八九年)による。括弧内の数字は頁数をあらわす。
- (4) 松本治久「大鏡の主題と歴史批判」(『大鏡の主題と構想』笠間書院、一九七九年、初出一九七六年)
- (5) 引用は、山中裕・秋山慶・池田尚隆・福長進校注・訳『新編日本古典文学全集 栄花物語①③』(小学館、一九九五～一九九八年)による。括弧内の数字は巻数および頁数をあらわす。
- (6) 時代は下るが、『神皇正統記』には、「第七十一代、第三十八世、後三條院。諱(ハ)尊仁、後朱雀第二ノ子。御母中宮禎子内親王(陽明門院ト申)三條院ノ皇女也。後朱雀ノ御素意ニテ太弟ニ立給キ。又三條ノ御末ヲモウケ給ヘリ」(日本古典文学大系)と記されている。
- (7) 福長進「『大鏡』の『栄花物語』受容」(『歴史物語の創造』笠間書院、二〇一二年、初出二〇〇〇年)
- (8) 引用は、海野泰男『今鏡全釈 上・下』(福武書店、一九八二～一九八三年)による。括弧内の数字は頁数をあらわす。
- (9) 隆方のふるまひは、彼が永承元年(二〇四六)に上東門院彰子の庇護下にあった章子内親王の中宮権大進に任じられており、御堂流嫡流と近い関係にあったことと無関係ではないだろう。右中弁に任じられる治暦元年(二〇六五)には権大進の地位を去っているものの、後冷泉朝において衛門佐・藏人・弁官等の顯職に就いていた隆方が、不遇の東宮に仕える実政を侮る言動に及んでも不思議はない。
- (10) 引用は、岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系 愚管抄』(岩波書店、一九六七年)による。
- (11) 元木泰雄「撰関政治の衰退」(『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出一九九四年)。「教通から師実に対する関白の譲渡を却下する」というのは、『古事談』巻第二・十二話に基づく。
- (12) 加藤静子「『大鏡』成立年時の想定」(『王朝歴史物語の生成と方法』風間書房、二〇〇三年)
- (13) 石原のり子「『大鏡』における藤原隆家——実仁親王・輔仁親王を視座として——」(『語文』八八、二〇〇七年六月)
- (14) 『大鏡』に言及はないものの、周頼は禎子内親王の乳母、源兼澄女(大輔の乳母)の夫であった。『御堂関白記』長和二年(二〇一

三) 七月二十二日条、『栄花物語』卷第十一(つばみ花)参照。
『大鏡』では、道長一家の法成寺参詣の条に大輔の乳母の名が見える(藤氏物語、二九〇)。

(15) 福長進「藤氏物語の位相」(福長前掲書(7)、初出二〇〇七年)

(16) 引用は、『増補史料大成 水左記・永昌記』(臨川書店、一九六五年)による。表記を一部改めた。

(17) 着袴の儀では指貫を着ないという慣習があったことは、類聚本系『江談抄』第二・三十四「可然人着袴奴袴不着事」からも知られる。逸話の内容は、頼通男通房の着袴に際して、上東門院彰子が装束を奉ったが、指貫は添えなかった。「時人」は彰子が忘却したのであるとか、重ねて申し請うべきであるとか申ししたが、関白頼通は取り合わなかった。結局着袴の儀で指貫を着用することはなく、後にこの話を聞いた彰子は、「宜人者着袴之時不着奴袴也。近代人々不知案内敷」と述べた、というのだが、万寿二年(一〇二五)に誕生した通房の着袴が行われる頃には、指貫を着ないという故実は大半の貴族に知られていなかったようである。

(18) 能長は尊仁親王の東宮権大夫(能信薨去の後は大友)を務めている。

(19) 引用は、『増補史料大成 権記二・帥記』(臨川書店、一九六五年)による。表記を一部改めた。

(20) 「今日殿中将(経実)嫁春宮大夫娘(十二実孫也公実卿姫母実政卿女)」(『為房卿記』永保二年(一〇八二)四月十六日条。引用は、駒澤大学大学院史学会古代史部会「翻刻為房卿記 自延久四年至永保二年」(『史聚』一〇、一九七九年一月)による)

(21) 「件道良自一院所被猷云々」(『親王御元服部類記』所引「江記」寛治元年(一〇八七)六月二日条)

(22) 「今日東宮御元服習礼云々、権亮公定朝臣、皇太□□左馬頭道良

朝臣為加冠代、右中弁通俊朝臣□□座云々」(『水左記』承暦五年(一〇八一)八月十五日条)

(23) 「今日黎明上皇遷幸法勝寺、依可被行御懺法也、大納言以下、衣冠前駈如例、殿下令扈從給、不入御大門之内令遷給了、依為神事之齋也、大嘗会并初齋宮行事、上卿弁等、同不入門内被帰洛了」(『大日本史料』所引「為房卿記」寛治元年(一〇八七)六月二日条)

(24) 「実仁親王、承保二年八月十六日御着袴、於閑院被行之、于時此院陽明門院御所敷」(『平戸記』寛元三年(一二四五)八月二十六日条/増補史料大成)

(25) 「位も譲りきこえさせはべりぬれば、東宮には若宮をなんものすべうはべる。道理のままならば、帥宮をこそはと思ひはべれど、はかばかしき後見などもはべらねばなん」(①四六七)

(26) 「入夜間除目事、上内府云々、(中略)春宮少進藤原有定、(後略)」(『水左記』承暦五年(一〇八一)八月八日条)等

〔付記〕 本稿は、第一回歴史物語研究会(二〇一五年六月二十七日、於神戸大学)における口頭発表「待ちさいはいひする者」の系譜——『大鏡』の成立環境を考えるために——をもとに成稿したものです。席上でご教示を賜りました諸先生方に厚く御礼申し上げます。

(なかせ まさし/神戸大学文学部非常勤講師)

